

5. 情報収集・伝達

【様式3】 情報収集

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式3	情報収集先を整理する	講習会資料を参考に、必要な情報収集先を追加する。	<input type="checkbox"/>

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】 ・ 早期注意情報（警報級の可能性）	・ 気象庁HP
	【避難情報（市町村）】 ・ 警戒レベル3 高齢者等避難 ・ 警戒レベル4 避難指示 ・ 警戒レベル5 緊急安全確保	・ 岡山市防災メール ・ 緊急連絡メール 等
	【避難所の開設状況（市町村）】 指定緊急避難場所 等	・ 岡山市HP ・ 岡山市防災メール
洪水	・ 洪水注意報、洪水警報、大雨特別警報（浸水害） ・ 洪水キキクル	・ 気象庁HP ・ 岡山市防災メール
	・ 洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・ 川の防災情報のHP
土砂災害	・ 大雨注意報、大雨警報（土砂災害）、大雨特別警報（土砂災害） ・ 土砂災害警戒情報 ・ 土砂キキクル ・ 岡山県土砂災害危険度情報	・ 気象庁HP ・ 岡山市防災メール ・ 岡山県HP

待機時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
提供される情報に加えて、積の降り方、施設周辺の水漏りや道路の状況、斜面に危険な対光が無いかなど、施設内から確認を行う。

情報内容	取得機関
台風等の各種気象情報	気象庁HP 岡山地方気象台
河川の情報	国土交通省HP 「川の防災情報」
土砂災害情報	おかやま全県統合型GIS
岡山県内の防災情報	おかやま防災ポータル
避難勧告等の情報	岡山市HP おかやま防災情報メール
停電の情報	中国電力
電話に関する情報	NTT西日本 「113」をダイヤル
地デジ・データ放送の防災情報	NHK 等 テレビのリモコンで「dボタン」

気象注意報に関する情報

2021年09月04日 01:10

■岡山県全域

雷注意報 継続

■岡山市

【警戒レベル3相当情報】大雨警報

(土砂災害) 発表

【警戒レベル2】洪水注意報 発表

岡山市北区からの避難に関する情報

2021年08月14日 10:00

以下の避難所を開設しました。

建部小学校,福渡小学校,御津小学校,建部町
公民館,グレート岡山ゴルフ倶楽部(駐車場)

観測に関する情報

2021年08月14日 07:00

【岡山市南区】

■彦崎(倉敷川) 2.50 m

水防団待機水位超過(2.50 m)を超えました。

【倉敷市】

■酒津(高梁川) 7.41 m

水防団待機水位超過(7.40 m)を超えました。

岡山市南区からの避難に関する情報

2021年08月15日 08:00

以下の避難所を閉鎖しました。

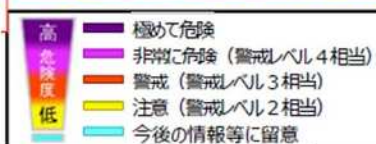
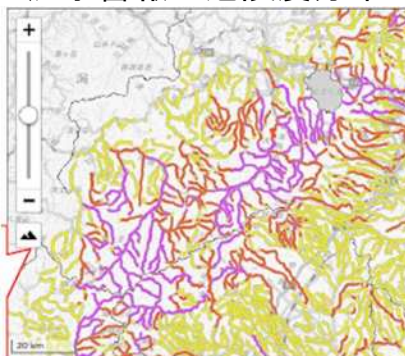
福田小学校,光南台中学校,妹尾中学校,灘崎
中学校,小串コミュニティハウス

114

②判断と状況確認は、「気象庁・キキクル」で！

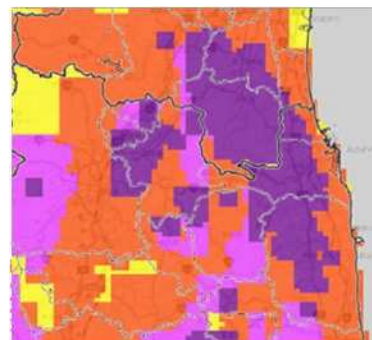
【洪水キキクル】

洪水警報の危険度分布

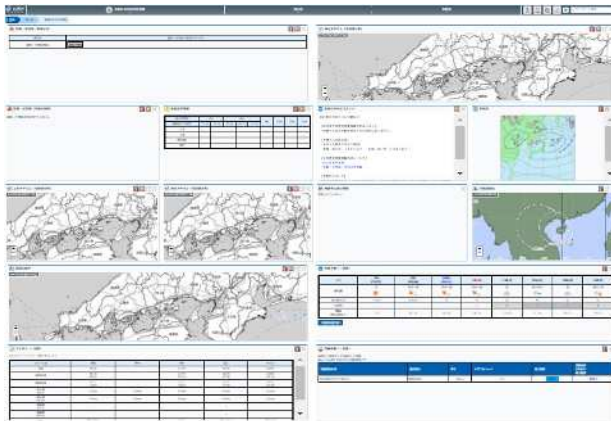


【土砂キキクル】

大雨警報(土砂災害)の危険度分布



115



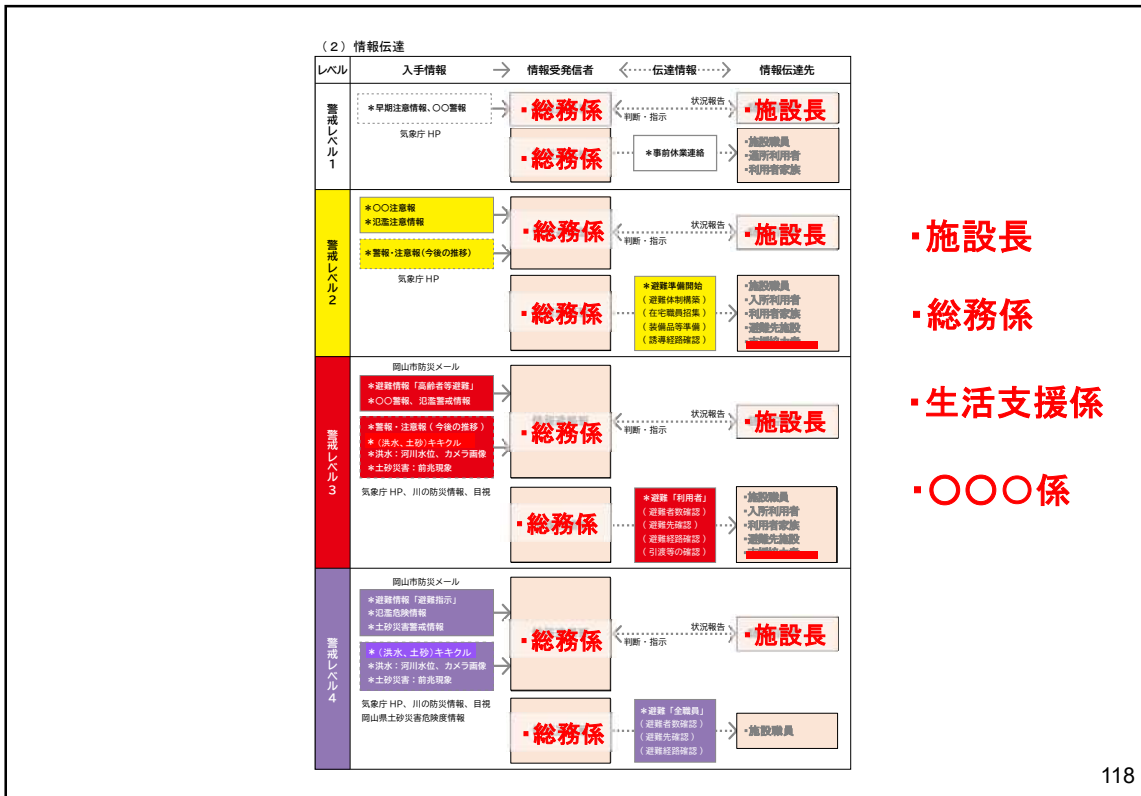
- **警報・注意報**
- **早期注意情報**
- **台風の経路**
- **(洪水、土砂)キキクル**
- **雨雲の動き**
- **防災情報**
- **気象台のコメント 等**

5 情報収集・伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。
 災害リスクに応じて、下記の表をコピーして使用してください。

	収集すべき情報	入手先
共通の情報	【防災気象情報（気象庁）】 ・早期注意情報（警報級の可能性）	・気象庁HP
	【避難情報（市町村）】 ・警戒レベル3 高齢者等避難 ・警戒レベル4 避難指示 ・警戒レベル5 緊急安全確保	・岡山市防災メール ・緊急通報メール等 テレビ、ラジオ
	【避難所の開設状況（市町村）】 指定緊急避難場所 等	・岡山市防災メール テレビ、ラジオ
洪水	・洪水注意報、洪水警報、大雨特別警報（浸水害） ・洪水キキクル	・気象庁HP ・岡山市防災メール テレビ、ラジオ
	・洪水予報 氾濫注意情報、氾濫警戒情報 氾濫危険情報、氾濫発生情報	・気象庁HP ・岡山県防災情報ポータル 目視
土砂災害	・大雨注意報、大雨警報、土砂災害警戒、大雨特別警報（土砂災害） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル ・岡山県土砂災害危険度情報	・気象庁HP ・岡山市防災メール ・岡山県HP



●情報の取得と判断のポイント

- ① 情報取得に自発的要素を加えて、
判断と行動に主体性と責任を持つ。
- ② 情報や判断基準を簡潔にすることで、
いつでも、誰でも、同じ判断が出来る。
- ③ 情報は、現況と今後の予測に重点を置き、
無駄な活動や空振りを避ける。

6. 避難誘導 (避難場所と経路)

【様式4】 避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動の必要時間を想定 する。	<input type="checkbox"/>

6 避難誘導

(1) 避難先、移動距離及び避難方法

- ①原則、施設利用者の適切な支援を提供でき、**さわら園(系列グループホーム)**に立退き避難をする。
- ②避難する時間が確保できない場合は、指定緊急避難場所に立退き避難をする。
- ③岡山市ホームページで避難場所開設状況を確認する。

災害	避難先名称	移動距離	避難方法			避難に要する時間	避難開始基準	
			徒歩	車両	その他機材			
洪水	系列施設や他の同種施設	さわら園	800 m	<input checked="" type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	60分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
	指定緊急避難場所	びおーね小学校	300 m	<input type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	30分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
	近隣の安全な場所	烏城ビル	200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	20分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
	屋内安全確保	3階娛樂室	50 m	<input type="checkbox"/>	0台	<input checked="" type="checkbox"/> ベーター、車椅子、ストレッチャー	10分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
土砂災害	系列施設や他の同種施設	ままかり園	1500 m	<input type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	1時間30分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
	指定緊急避難場所	びおーね小学校	300 m	<input type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	30分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難
	近隣の安全な場所	烏城ビル	200 m	<input checked="" type="checkbox"/>	4台	<input type="checkbox"/> 車椅子	20分	<input type="checkbox"/> 式レベル3 高齢者等避難

【別紙1】避難経路図【どこに避難するか】の参考情報

② 岡山市地図情報 防災情報マップ

WEBシステムで確認できます

先ほどの画面をスクロール.....

【重要】候補施設の安全性を確認

・岡山県トラックターミナル一帯
・西大寺小・中学校・高等学校一帯

避難施設マップ

学校、公民館、コミュニティハウスなどの身近な避難所や

・避難施設について
・避難所マップを見る

水害（洪水・津波）

洪水ハザードマップ

洪水ハザードマップでは、河川の氾濫による浸水情報と

・洪水ハザードマップについて
・洪水ハザードマップを見る

岡山市地図情報

岡山市防災情報マップ

現在地 岡山市北区裏町3丁目 付近

入力例 岡山市北区裏町3丁目

表示切替

避難施設

岡山県が開設する避難場所 一覧

避難所

避難場所

洪水ハザードマップ

計画規模（発生確率が100年に1回程度の高を想定）

0.5m未満
0.5～1m未満
1～2m未満
2～3m未満

122

「近隣の安全な場所」の候補➤【岡山市・避難場所】

洪水避難場所

[2022年6月8日] ID:22360

リーガルネットのリンクは

洪水発生時の避難場所のお知らせ

北区|中区|東区|南区|津波避難ビル|福祉避難場所

避難場所は、災害の種類ごとに、安全性が異なります。災害の種類ごとの安全性は、避難場所の表の「避難」で示しています。それぞれの意味

※「避難可」であっても開設していない場所もあり

※避難場所の避難区分は下記により判定しています

- ・避難可：想定される浸水深以上の場所に避難す
- ・垂直避難可：同一敷地内に垂直避難できる施設
- ・避難不可：洪水浸水により避難できない施設
- ・車中泊避難可：運動場に浸水被害想定がなく、

指定緊急避難場所及び指定避難所は、災害対策基本法。

北区洪水避難場所一覧						
小学校区	避難場所	所在地	避難区分	施設分類	指定避難所	
足守	特別養護老人ホーム足守荘	北区下足守1898	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	あしもりクリニック	北区下足守1900-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	あしもり健康増進センター	北区下足守1902-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	新あしもりクリニック	北区下足守1905-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	アットホームあしもり	北区下足守1910-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	足守コミュニティハウス	北区下足守1960	避難可	コミュニティハウス	該当	
足守	ケアハウスあしもり	北区下足守46	避難可	協定締結によるもの	非該当	
足守	足守公民館	北区足守718	避難可	公民館	該当	
足守	足守小学校	北区足守789	垂直避難可	小学校	該当	
石井	朝日医療大学校	北区奉還町2-7-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
石井	ホテルグランヴィア岡山(帰宅困難者一時滞在施設)	北区駅元町1-15	避難可	協定締結によるもの	非該当	
石井	岡山コンベンションセンター(帰宅困難者一時滞在施設)	北区駅元町14-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	
石井	ANAクラウンプラザホテル岡山(備	北区駅元町15-1	避難可	協定締結によるもの	非該当	

123

【様式4】避難場所

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式4	避難先を整理する	別紙1で検討した避難先を整理する。 移動距離と手段を念頭に、 移動の必要時間を想定 する。	<input type="checkbox"/>

●屋内安全確保

以下に該当するか検討の上、屋内安全確保を選択するかどうかを慎重に判断する。⁴
 ※家屋倒壊等氾濫想定区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、に存していないこと。⁴
 ※浸水しない居室があること。⁴
 ※一定期間浸水することにより生じる可能性がある支障を許容できること。⁴

●緊急安全確保

・緊急安全確保⁴
 急激に災害が切迫することにより、避難確保計画に定めた場所への避難を安全にできないような、⁴
 過酷な事象に遭遇した場合は「**斜面の反対側の2階の〇〇室**」に緊急的に移動する⁴

124

【別紙1】避難経路図

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
別紙1	避難先・避難経路を整理する	安全な場所を避難先・経路とする設定を基本 とする。 必要な場合には垂直避難も検討 する。	<input type="checkbox"/>

【避難先までの避難経路図】⁴
 洪水時・土砂災害の発生時の避難先、避難経路は以下のものとする。⁴

災害種別	立退き避難 ⁴			
	避難先1 ⁴	避難先2 ⁴	避難先3 ⁴	避難先4 ⁴
洪水 ⁴	A 2 (住居7A-7B-A) ⁴	1 期間 ⁴ 8時中 (住居10A) ⁴	45分 ⁴	〇〇C 6 ⁴ 30分 ⁴
土砂災害 ⁴	A 2 (住居7A-7B-A) ⁴	1 期間 ⁴ 8時中 (住居10A) ⁴	45分 ⁴	〇〇C 6 ⁴ 30分 ⁴

- キレイな図面として作る必要はありません。
- 施設の方々が、以下を共有することが大切です。

- 避難先と避難経路がどこか。
- 避難経路上で気をつけておきたいことはないか。



※施設的位置、避難先の位置、避難方法（徒歩、自動車等）、避難に要する時間を記載してください。⁴
 避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じて見直しするものとする。⁴

- 4) 避難経路
- ① 指定緊急避難場所へ避難の場合
 - ・〇〇避難場所までの移動は、〇〇道路経由とする。
 （経路図は、**別添図**のとおり）
 - ② 施設内避難の場合
 - ・施設館内の避難経路は施設内のエレベータおよび中央階段とする。
 - ・停電時にはエレベータ停止することに留意する。
 （経路図は、**別添図**のとおり）
 - 5) 施設周辺や避難経路の点検
 - ① 施設周辺の点検
 - ・〇〇避難場所に移動する際、施設敷内の樹木や支障物が無いか点検を実施し、支障となる樹木は適宜剪定を実施する。
 - ・施設内の移動時に支障となる物がないかを確認し、支障物は速やかに移動する。
 - ② 避難経路の点検
 - ・〇〇避難場所までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所等をあらかじめ把握し、施設職員に情報を共有する。

125



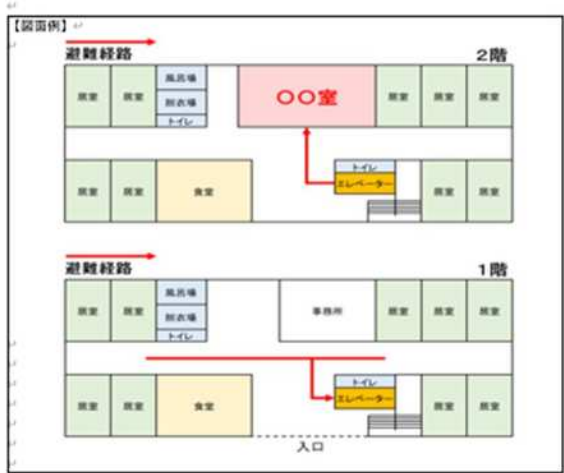
126





別紙2
【施設建物内の避難経路図】[※]
洪水時・土砂災害の発生時の施設建物内の避難経路は以下のものとする。[※]

	屋内安全確保 [※]	避難に要する時間 [※]
洪水 [※]	本施設の2階 ○○室 [※]	15分 [※]
土砂災害 [※]	本施設の2階 ○○室 [※]	15分 [※]



※施設建物内の避難経路図を記載してください。[※]
避難先は、避難訓練等により避難できることを確かめ、必要に応じ変更するものとする。[※]

7. 避難に必要な設備の整備

8. 避難に必要な 装備品と備蓄品の整備

9. 防災教育及び訓練の実施

【様式5】 避難の確保を図るための施設の整備

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式5	備蓄品を整理する	避難誘導時に加え、避難先での滞在(避難生活)に必要な備蓄品を整理する。	<input type="checkbox"/>

検討時のポイント！

- ① 情報収集・伝達時、避難誘導時に必要なもの(案内旗、拡声器など)を整理する。
- ② 避難所等での避難生活時に必要なもの(水、食料、薬など)を整理する。
- ③ 水害時に活用できる状態かを確認する

<留意事項:上層避難の対応について>

- ・ 上層避難の場合、長期化や孤立等により、水や食料、医療品の確保や体調を崩した場合の処置等に困難を伴うことも想定されます。
- ・ 想定浸水継続時間を確認し、水と食料を備蓄する必要があります。(水は1人1日3リットルが目安。)
- ・ 必要な物資の備蓄や、市町村防災部局・消防機関等との連絡体制の確保、カルテのバックアップ、最低限必要となる照明や医療機器のための自家発電設備等の準備を整えておくなど、避難生活の長期化に留意して下さい。

7 避難に必要な設備の整備

避難誘導時に使用する設備等については、下表に示すとおりである。これらの設備等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な設備等

分類	設備等	数量	設備場所、保存場所
通常の設備	エレベーター	1台	施設中央部(1~3階)
	上下階の移動のできる大型スロープの設置	0台	—
	車いす	10台	各階の難員エリア
	その他(担架)	2台	各階の難員エリア
緊急時の設備	停電対策としての非常用電源の設置	1台	2階機械室
	土のう	20台	1階備品倉庫
	止水板	0台	—
	階段昇降機の設置	3台	1階備品倉庫
その他(非常用ワイレシ)	2台	屋上	

8 避難に必要な装備品や備蓄品の整備

避難に必要な装備品や備蓄品等の例については、『表』に示すとおりである。これらの装備品や備蓄品等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難に必要な装備品や備蓄品等

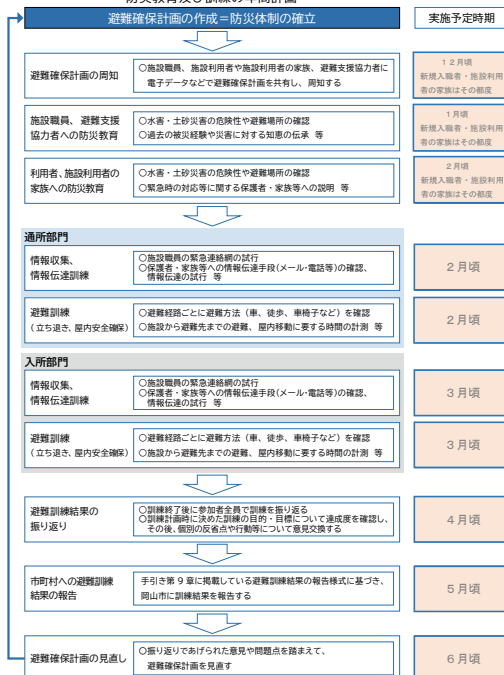
分類	装備品や備蓄品等	数量	設備場所、保存場所
情報収集・伝達	テレビやラジオ	1	受付
	インターネットに接続したパソコンやタブレット端末	0	受付、各階の職員エリア
	電話やファックス	10	受付、各階の職員エリア
	携帯電話やスマートフォン	3	各職員
	電池や非常用電源	1	2階機械室
避難誘導	名簿（施設利用者）	10	受付、各階の職員エリア
	案内旗	5	1階備品倉庫
	ビブス	30	1階備品倉庫
	懐中電灯	5	1階備品倉庫
	ハンドマイク	3	1階備品倉庫
	雨具	20	1階備品倉庫
	ライフジャケットやヘルメット	20	1階備品倉庫
	避難ルートを示したマップ	5	受付、各階の職員エリア
	救急用品	5	受付、各階の職員エリア
	移動用の車両	5	車庫
避難先	水や食料	3日/人	1階備品倉庫
	衛生用品や衣料品	3日/人	1階備品倉庫
	電池や携帯充電器	10	1階備品倉庫
その他	防寒着・毛布	20	1階備品倉庫
	携帯トイレ	30	1階備品倉庫

既存の消防計画等がある場合は、それに追加してもよい。

様式B

9 防災教育及び訓練の実施に関する事項

防災教育及び訓練の年間計画



10. 自衛水防組織の業務に関する事項

【様式7】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式 7	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	<input type="checkbox"/>
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	<input type="checkbox"/>

10 自衛水防組織の業務に関する事項

(1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。

(2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。

① 毎年 3 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。

② 毎年 3 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

(3) 自衛水防組織の報告

自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を岡山市長へ報告する。

様式作成と提出について

自衛水防組織の設置は努力義務
設置した場合
様式6及び別添、別表1, 2を作成
様式6のみ提出
設置しない場合
報告の必要なし(必要書類なし)

<留意事項: 自衛水防組織の設置について>

- ・ 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- ・ 自衛水防組織の設置は努力義務ですが、設置することが望ましいと考えられます。設置した場合、市町村への報告が必要です。
- ・ 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

(※提出不要)

11. 利用者緊急連絡先一覧表

12. 緊急連絡網

13. 外部機関等の緊急連絡先一覧表

14. 対応別避難誘導一覧表

15. 防災体制一覧表

136

【様式8】施設利用者緊急連絡先一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式8	利用者の緊急連絡先を整理する	連絡先の情報は 定期的に確認・更新 する。	<input type="checkbox"/>

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

11 利用者緊急連絡先一覧表

利用者の 氏名	年齢	住所	緊急連絡先			〒0000 (緊急連絡先等)	
			氏名	続柄	電話番号		
1	0000 歳	〇市1丁目××	△△△△	娘	012-3456-7890	〇市1丁目××	000-11234-5678
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							

様式8 記載例

<留意事項>

- 施設利用者の**連絡先等の情報は、定期的に確認・更新**することが必要です。
- 施設利用者の保護者や家族への緊急時の連絡先や緊急搬送先を整理しておくことが有効です。

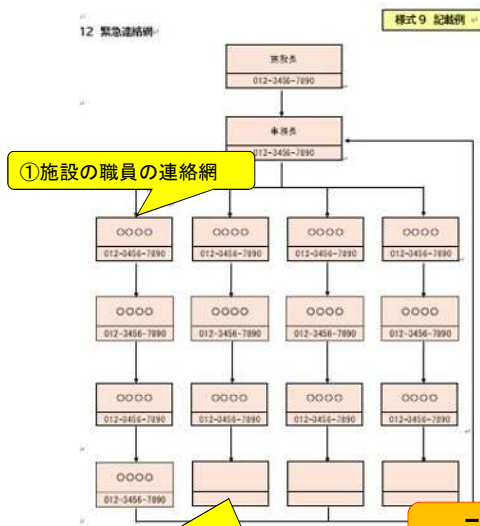
- 作成の手順
- ①施設利用者の氏名、年齢、住所を記入する。
 - ②施設利用者の緊急連絡先となる情報(氏名、続柄、電話番号、住所)を記入する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

137

【様式9】 緊急連絡網

様式	様式目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式9	職員・保護者の連絡体制を整理する	連絡が途切れないような運用ルールを工夫・共有する。定期的に更新(確認)する。	<input type="checkbox"/>



作成の手順

- ①施設管理者から従業員を含めた施設関係者の緊急連絡網を作成する。
- ②施設利用者の保護者や家族への緊急連絡体制を整理する。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

138

【様式10】 外部機関等への緊急連絡先

外部機関等への緊急連絡先は以下を参考にして下さい。

様式	様式目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式10	外部機関の連絡先を整理する	必要な連絡先を追加する。	<input type="checkbox"/>

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

13 外部機関等の緊急連絡先一覧表

機関名	連絡先	備考
岡山市災害対策本部	086-903-1600	
北区災害対策本部	086-903-1850	
中区災害対策本部	086-901-1643	
東区災害対策本部	086-944-5100	
南区災害対策本部	086-902-3500	
消防署	086-000-0000	
警察署	086-000-0000	
避難誘導等の支援者	086-000-0000	
医療機関	086-000-0000	
A会(系列グループホーム)	086-000-0000	
B小学校	086-000-0000	

連絡先	連絡先
岡山市役所 <input type="checkbox"/> 防災担当 <input type="checkbox"/> 福祉担当	災害対策本部 086-803-1600 各担当課
消防署	119 (管轄の消防署を確認して下さい)
警察署	110 (管轄の消防署を確認して下さい)
支援者	
医療機関	

※各施設の提携機関等を適宜追加して下さい

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

139

【様式11】 避難誘導方法

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式11	利用者の特性を踏まえ、避難先までの移動手段と対応スタッフを整理する	避難・移動のための 職員体制 を検討する。 避難 移動に必要な時間 を検討・整理する。	<input type="checkbox"/>

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式11 記載例

1.4 対応別避難誘導一覧表

氏名	連絡先	対応内容	避難方法		氏名	備考
			立退き避難	屋内安全確保		
〇〇〇〇	012-3456-7890	1	徒歩	階段	〇〇〇〇	要介護度1
●						
●						

施設利用者		避難誘導要員	
対応内容	避難場所へ移動	担当者	
	<input type="checkbox"/> 単独歩行可能な方 <input type="checkbox"/> 介助が必要な方 <input type="checkbox"/> 車いすを使用する方 <input type="checkbox"/> スリッパや担架が必要な方 <input type="checkbox"/> そのほか()	()名	()名
そのほかの対応	<input type="checkbox"/> ご自宅に帰宅する方 <input type="checkbox"/> 病院に搬送する方 <input type="checkbox"/> そのほか()	()名	()名

作成のポイント！

- 要配慮者の特性を踏まえた**移動手段**を整理する。
- **誰が対応**するかを決定する。
- **移動に必要な時間**を考える。

<留意事項:移動手段等について>

- ・ 移送時に搬送車の手配が必要な場合、**夜間や大雨等の状況も念頭に、必要台数が手配できるか事前確認**が必要です。
- ・ 十分な人員がいるかにも留意が必要です。
- ・ 避難誘導にあたっては、独歩、護送(車いす)、担送(寝たきり)など、利用者の移動能力に応じて、搬送具や患者用ライフジャケット等の資器材の活用を含めた検討が必要です。
- ・ 浸水によりエレベーターが停止すると自力移動困難者の移動に時間がより必要となることを念頭に、早めの避難準備開始が有効です。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1~6とともに管理してください

140

【様式12】 防災体制一覧表

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式12	災害時の役割分担を整理する	職員の 参集が予定通り進まない場合も想定 する。	<input type="checkbox"/>

既存の名簿等がある場合は、それを用いてもよい。

様式12

業務領域	役割	担当事業
施設管理	役割1	施設管理
	役割2	立退き避難手配
	役割3	立退き避難手配
	役割4	立退き避難手配
	役割5	立退き避難手配
業務管理	役割1	業務管理
	役割2	業務管理
	役割3	業務管理
	役割4	業務管理
	役割5	業務管理
災害対応	役割1	災害対応
	役割2	災害対応
	役割3	災害対応
	役割4	災害対応
	役割5	災害対応

作成の手順

- ① 各要員の役割に適した担当者を決める。
- ② 各要員の対応内容を決める。

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1~6とともに管理してください

141

【自衛水防組織】

142

10. 自衛水防組織の業務 に関する事項

143

【様式7】 自衛水防組織の業務に関する事項

様式	様式の目的	作成・検討時のポイント	チェック
様式 7	自衛水防組織を位置付ける	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別添	自衛水防組織の概要を整理する	様式集の記載を参考にする。	<input type="checkbox"/>
別表1	防災体制を整理する	様式12を活用する。	<input type="checkbox"/>
別表2	備蓄品を整理する	様式5を活用する。	<input type="checkbox"/>

- 10 自衛水防組織の業務に関する事項
- (1) 「自衛水防組織活動要領」に基づき自衛水防組織を設置する。
- (2) 自衛水防組織においては、以下のとおり訓練を実施するものとする。
- ①毎年 3 月に新たに自衛水防組織の構成員となった施設職員を対象として研修を実施する。
- ②毎年 3 月に行う全施設職員を対象とした訓練に先立って、自衛水防組織の全構成員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。
- (3) 自衛水防組織の報告
- 自衛水防組織を組織または変更をしたときは、遅滞なく、当該事項を岡山市長へ報告する。

様式作成と提出について

自衛水防組織の設置は努力義務
設置した場合
様式6及び別添、別表1, 2を作成
様式6のみ提出
設置しない場合
報告の必要なし(必要書類なし)

<留意事項:自衛水防組織の設置について>

- 施設利用者の安全確保のための体制のことであり、避難確保計画の検討内容に基づく防災体制に他なりません。
- 自衛水防組織の設置は**努力義務**ですが、設置することが望ましいと考えられます。**設置した場合、市町村への報告が必要です。**
- 既に自衛消防組織を設置している場合は、それらの情報も活用してください。

144

(※提出不要)

- * 自衛水防組織活動要領
- * 自衛水防組織の編成と任務
- * 自衛水防組織装備品リスト

145

【別添】 自衛水防組織活動要領

自衛水防組織活動要領

別添

（自衛水防組織の編成）

第1条 管理権限者は、洪水時等において避難確保計画に基づき円滑かつ迅速な避難を確保するため、自衛水防組織を編成するものとする。

2 自衛水防組織には、統括管理者を置く。

(1) 統括管理者は、管理権限者の命を受け、自衛水防組織の機能が有効に発揮できるよう組織を統括する。

(2) 統括管理者は、洪水時等における避難行動について、その指揮、命令、監督等一切の権限を有する。

3 管理権限者は、統括管理者の代行者を定め、当該代行者に対し、統括管理者の任務を代行するために必要な指揮、命令、監督等の権限を付与する。

4 自衛水防組織に、班を置く。

(1) 班は、班長・班副班長及び避難誘導班とし、各班に班長を置く。

(2) 各班の任務は、別表1に掲げる任務とする。

(3) 防災センター（常駐用、遠征設備を有するものとする）を自衛水防組織の活動拠点とし、防災センター副班長及び各班の班長を自衛水防組織の班長とする。

（自衛水防組織の運用）

第2条 管理権限者は、避難職員の新規体制（シフト）も考慮した組織編成に努め、必要な人員の確保及び避難職員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

2 特に、休日・夜間も施設内に患者が滞在する施設にあって、休日・夜間に在籍する避難職員等のみによって十分な体制を確保することが難しい場合は、管理権限者は、当該在籍の避難職員等の非常参加も考慮して組織編成に努めるものとする。

3 管理権限者は、災害等の応急活動のための緊急連絡網や避難職員等の非常参加計画を定めるものとする。

（自衛水防組織の整備）

第3条 管理権限者は、自衛水防組織に必要な装備品を整備するとともに、適正な維持管理に努めなければならない。

(1) 自衛水防組織の装備品は、別表2「自衛水防組織装備品リスト」のとおりとする。

(2) 自衛水防組織の装備品については、統括管理者が防災センターに保管し、必要な点検を行うとともに点検結果を記録保管し、常時使用できる状態で維持管理する。

（自衛水防組織の活動）

第4条 自衛水防組織の各班は、避難確保計画に基づき情報収集及び避難誘導等の活動を行うものとする。

作成の手順

- ①施設名を変更する
- ②班構成を修正する

②班構成を修正する

①施設名に変更する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

146

【別表1・別表2】 自衛水防組織の業務

自衛水防組織の構成と任務

別表1

統括管理者（副班長）（代行者 副班長）		
班長・班副班長	班長（管理職員） 班副（1名）	<input type="checkbox"/> 状況の把握 <input type="checkbox"/> 洪水予報等の情報の収集 <input type="checkbox"/> 情報内容の把握 <input type="checkbox"/> 屋内放送等による情報伝達 <input type="checkbox"/> 関係者及び関係機関との連絡
	班長（管理職員） 班副（1名）	<input type="checkbox"/> 避難誘導の実施 <input type="checkbox"/> 未避難者、要救助者の確認

作成の手順

- 【別表1】 様式12を活用する
- 【別表2】 様式5を活用する

【様式12 防災体制一覧表】を活用する

自衛水防組織装備品リスト

任務	装備品
班長・班副班長	名簿（避難職員、利用者等）
避難誘導班	様式5 避難確保計画表（一覧に掲げるもの）

【様式5 避難の確保を図るための施設の整備】を活用する

この様式は提出不要ですが、作成は必要です。
作成後は各施設で様式1～6とともに管理してください

147

●最後に・・・

148

水防法

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。
- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

149

避難訓練 (防災訓練)

無理なく、いかに続けるか

●法律上の規定：施設の義務

- ①避難確保計画の作成と報告
- ②避難訓練の実施と報告

避難訓練については、回数(頻度)や
内容(レベル)の規定はありません。



無理をせず、続けること！ + 楽しく

1. 最初から完璧なものを目指さない。
2. 普段の生活や行事の一部にする。
3. 地域に助けてもらい、お世話になる。



1. 最初から完璧なものを目指さない。

* 簡単に出来そうなことから、コツコツと始める。

- ①部分(図上や机上) ~ 全体の訓練へ
- ②スタッフのみ ~ 利用者も交えて
- ③気づいた時に、小さな訓練を

※数年かけて、ひと通りの訓練が出来るように

避難訓練の種類

【図上訓練、情報収集・情報伝達訓練・避難経路等の確認訓練】

図上訓練	情報収集・情報伝達訓練	避難経路等の確認訓練
<ul style="list-style-type: none"> ・地図等を活用したイメージ訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・日頃からの気象情報等の確認 ・施設内での情報伝達訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難先までの移動時間の確認 ・大雨時における安全性の確認
 	 	 

156

避難訓練の種類

【設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練】

設備・装備品・備蓄品・持ち出し品等の確認訓練	※電力を必要としないものや蓄電池により稼働するもの	※車椅子や担架等を支援者が持ち上げることを想定した階段幅
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の避難に必要なものを確保 ・避難先にて必要なものを確保 ・移動しやすい場所にあるかの確認 		
	<p>非常用発電機</p> 	<p>スロープ</p> 

157

出典：社会福祉法人新和会

避難訓練の種類

【立退き避難、屋内安全確保】

立退き避難訓練

施設内移動 ⇒ 車両への移動、徒歩⇒
避難先(利用者の支援)



屋内安全確保訓練

施設上階への移動(階段・エレベーター)⇒
上階での利用者の支援



158

ヒント

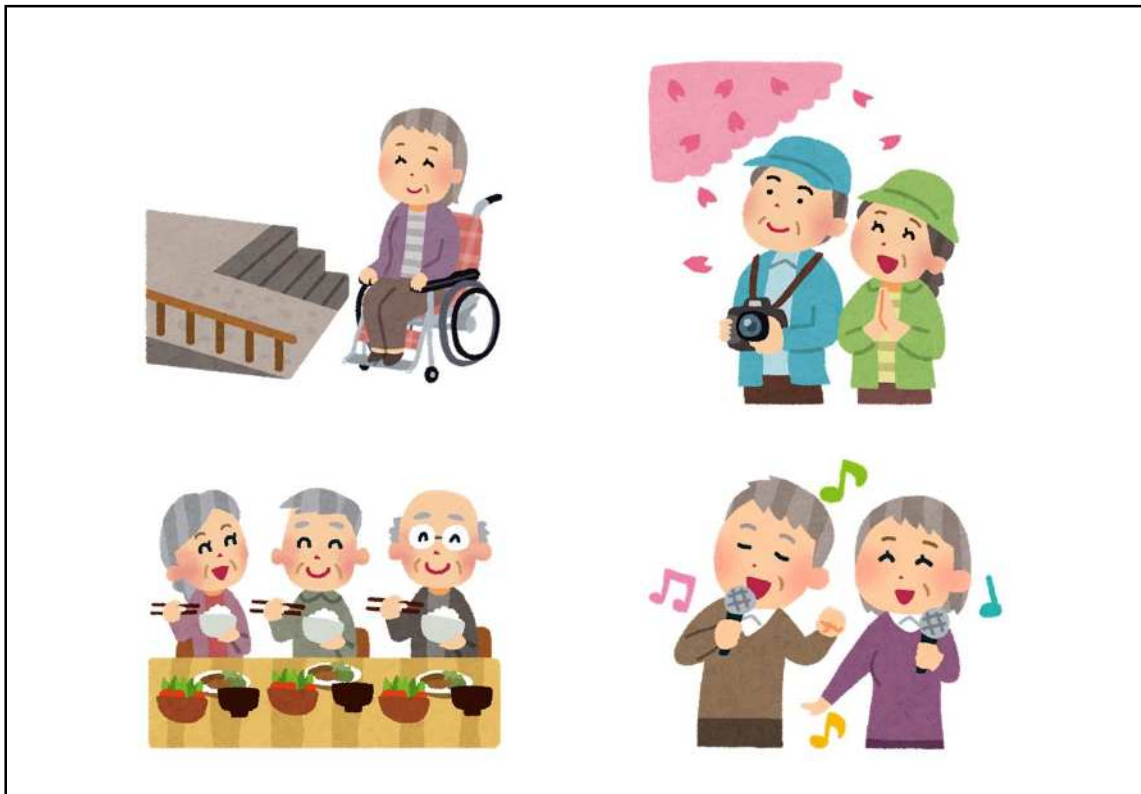
2. 普段の生活や行事の一部にする。

* 防災や訓練を特別なことにしない。

- ①一斉に談話室や中庭に集合 + お茶会
- ②近くの避難所まで、散歩や遠足 + 花見
- ③避難先でレクリエーション(鑑賞会、趣味、…)

※利用者: 避難への慣れや経験をしておく。

※職員: 手順などを、頭と身体で覚える。



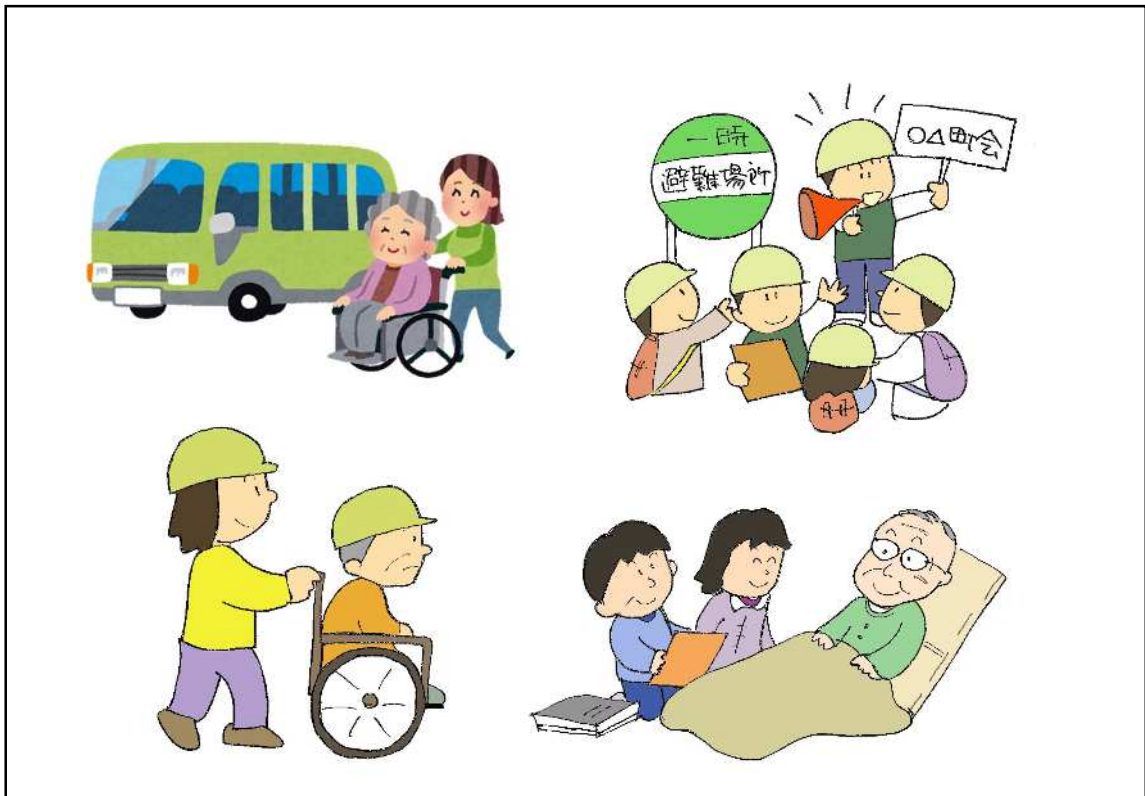
ヒント

3. 地域に助けてもらおう、お世話になる。

* 職員だけで全部しようとするしない。

- ①地域の自主防災組織、町内会：危機管理室
- ②個人や団体のボランティア：社協ボラセン
- ③学校の授業や課外活動：中学、高校、大学

※地域と施設・利用者との繋がりを持つ



●今後の予定

今後の予定(避難確保計画の提出について)

作成した避難確保計画は、岡山市役所の各担当課へ
令和6年3月29日(金)までに提出してください。

提出窓口

【岡山市】 施設所管課 (事業者指導課、高齢者福祉課、保健所保険課 等々)

質問窓口

【岡山市】 下水道河川計画課 河川防災室

ご清聴ありがとうございました。

※避難訓練の実施もお願いします！！

164